

たつの市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

平成28年3月

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	たつの市				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
全体	40 人	47.4 歳	299,937 円	340,525 円	—	— 歳	— 円	—
清掃職員	14 人	51.2 歳	313,764 円	361,094 円	廃棄物処理従業員	44.9 歳	289,500 円	1.25
学校給食	5 人	54.0 歳	321,680 円	335,582 円	調理士	41.9 歳	271,200 円	1.24
用務員	1 人	51.2 歳	316,300 円	352,337 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.76
その他	20 人	42.8 歳	284,005 円	326,772 円	—	— 歳	— 円	—

※「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額に毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※職種と民間職種等の比較にあたり、年齢・業務内容・雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
全体	0 人	0 人	0 人	2 人	4 人	5 人	4 人	4 人	5 人	6 人	10 人	0 人
清掃職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人	1 人	3 人	2 人	5 人	0 人
学校給食	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	2 人	2 人	0 人
用務員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人
その他	0 人	0 人	0 人	2 人	4 人	4 人	2 人	2 人	1 人	2 人	3 人	0 人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当の種類	支給基準	支給額	
清掃作業手当	清掃作業に従事する者	収集業務 1日	300円
		センター勤務者 1日	300円
動物死体処理手当	動物死体の収集作業に従事する者	1件	1,000円
葬祭手当	葬祭用具取扱作業に従事する者	遺体運搬 1体	400円
		飾り付け業務 1体	300円
		老人ホーム入所者遺体納棺 1体	1,000円
下水処理手当	下水処理施設に勤務し、清掃作業等に従事する者	日額	200円
宿舍業務手当	国民宿舍業務に従事する者	調理員 日額	300円
		応接員 日額	250円
汚物取扱手当	病院、老人保健施設において汚物の取扱いに従事する者	月額	1,000円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止)を標準として昇給します。

※57歳を超える職員の昇給停止は、平成25年1月昇給時より適用

2 基本的な考え方

技能労務職の給与については、平成17年10月の合併時において、給料表、諸手当の見直しを行っています。また、合併後生じていた給料格差についても、新たつの市の昇格基準に基づき再計算し格差是正を行っており、給与の適正化に努めています。

さらに、職員数については、平成22年2月に策定した第2次たつの市職員定員適正化計画に基づき、行政組織の見直しや民間委託の推進、退職者の不補充等により、削減を図っていきます。

今後は、市広報誌やホームページ等により情報の提供を図りながら、市民サービスが低下しないよう配慮しつつ、適正化に向けた取組みを推進していきます。

3 具体的な取組内容

○ 給料表

- 国家公務員の行政職給料表(二)に準じた給料表に変更した。【平成17年10月】
- 給与構造の見直しにより給料水準を平均1.2%引き下げた。【平成18年4月】
- 給与構造の見直しにより給料水準を平均0.2%引き下げた。【平成21年12月】
- 給与構造の見直しにより給料水準を平均0.19%引き下げた。【平成22年12月】
- 給与構造の見直しにより給料水準を平均0.23%引き下げた。【平成23年12月】
- 給与構造の見直しにより給料水準を平均0.3%引き上げた。【平成26年12月】
- 給与構造の見直しにより給料水準を平均0.37%引き上げた。【平成28年3月】

○ 諸手当

・ 通勤手当

- 国家公務員の基準に準じて、距離区分、支給額を見直した。【平成17年10月】
- 国家公務員の基準に準じて、距離区分、支給額を見直した。【平成26年12月】

・ 住居手当

- 国家公務員の基準に準じて、持ち家に係る住居手当を廃止した。【平成21年12月】

・ 期末手当

- 国家公務員の基準に準じて、支給方法を見直した。【平成21年12月】
- 国家公務員の基準に準じて、支給方法を見直した。【平成22年12月】

・ 勤勉手当

- 国家公務員の基準に準じて、支給方法を見直した。【平成17年10月】
- 国家公務員の基準に準じて、支給方法を見直した。【平成21年12月】
- 国家公務員の基準に準じて、支給方法を見直した。【平成22年12月】
- 国家公務員の基準に準じて、支給方法を見直した。【平成26年12月】
- 国家公務員の基準に準じて、支給方法を見直した。【平成28年3月】

・ 特殊勤務手当

- ボイラー手当等の廃止や支給額を見直した。【平成17年10月】
- 病院における主任手当を廃止した。【平成19年4月】

・ 地域手当

- 調整手当5%を地域手当として3%に減額した。【平成18年4月】
- 医師以外の全職種において廃止した。【平成20年4月】

4 その他

技能労務職員の採用方針としては、原則採用は行わず、病院における介護職員等の専門性の高い職に限り退職者を補充します。また、指定管理者制度の導入や業務委託などの民間委託を積極的に推進していきます。